住所　大阪市西成区天神ノ森１丁目６番３号
金宏美　昭和58年５月22日生
住所　大阪府東大阪市東上小阪８番３号
康永錫　昭和45年12月29日生
住所　大阪府泉大津市上之町６番21―1112号
尹鐘大　昭和41年10月２日生
住所　堺市堺区大浜南町３丁１番43―707号
金明五　昭和17年５月26日生
住所　大阪府東大阪市上六万寺町１番13号
李日順　昭和20年８月11日生
住所　大阪市鶴見区鶴見４丁目12番16号
金美智子　昭和49年10月30日生
住所　大阪市天王寺区勝山３丁目６番17号
張隆　昭和47年12月18日生
住所　大阪市港区港晴３丁目10番20号
金亜依　昭和63年８月27日生
住所　大阪府茨木市真砂１丁目26番４号
南詳洙　昭和60年９月26日生
住所　大阪府東大阪市渋川町１丁目９番30号
楊玉秋　昭和51年９月21日生
住所　千葉市中央区登戸１丁目24番19号
朴由美　平成元年７月８日生
住所　静岡県三島市中142番地３
朱雄太　昭和57年１月23日生
住所　新潟県南魚沼市浦佐5136番地11
曹恭生　昭和50年５月７日生
住所　東京都杉並区高円寺南３丁目55番15号
高小俊　昭和62年６月12日生
住所　東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目23番６号
趙広美　昭和53年３月６日生
住所　東京都北区豊島５丁目６番11―705号
鄭炳文　昭和47年２月10日生
住所　埼玉県草加市松江３丁目18番18号
子晶　昭和42年６月７日生
住所　東京都三鷹市中原４丁目35番３―501号
ファム・ニー・ブン　昭和63年10月28日生
住所　東京都世田谷区赤堤３丁目３番７号
高文楽　昭和58年７月16日生
住所　東京都北区田端新町３丁目35番６―302号
薛焰真　昭和58年２月11日生
住所　東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目23番６号
高敬宇　平成19年１月22日生
住所　東京都杉並区高円寺南３丁目55番15号
高敬祈　平成19年１月22日生
住所　東京都世田谷区赤堤３丁目３番７号
朴翔太　昭和63年６月16日生
住所　埼玉県草加市松江３丁目18番18号
南洋子　昭和40年８月27日生

○外務省告示第二百五十二号

平成二十四年七月五日にバンコクで、東部外環状道路（国道九号線）改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタイ王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　東部外環状道路（国道九号線）改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　五十四億八千万円
3　贈与の供与期限　平成二十八年四月三十日まで
4　署名者
日本側　小島誠二在タイ大使
タイ側　ピルーン・ライスミット外務省国際開発協力局長

平成二十四年八月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百五十三号

平成二十四年七月五日にバンコクで、パサック川東部アユタヤ地区洪水対策計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタイ王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　パサック川東部アユタヤ地区洪水対策計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十五億五千万円
3　贈与の供与期限　平成二十八年二月二十八日まで
4　署名者
日本側　小島誠二在タイ大使
タイ側　ピルーン・ライスミット外務省国際開発協力局長

平成二十四年八月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百五十四号

平成二十四年七月五日にバンコクで、タイ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がタイ王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　八億円
3　署名者
日本側　小島誠二在タイ大使
タイ側　ピルーン・ライスミット外務省国際開発協力局長

平成二十四年八月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百五十五号

平成二十四年七月六日にネーピードーで、エーヤーワディ・デルタ輪中堤復旧機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　エーヤーワディ・デルタ輪中堤復旧機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十一億六千万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年六月三十日まで
4　署名者
日　本　側　齊藤隆志在ミャンマー大使
ミャンマー側　カン・ゾウ国家計画・経済開発副大臣

平成二十四年八月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百五十六号

平成二十四年七月六日にネーピードーで、中部地域保健施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　中部地域保健施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十二億五千六百万円
3　贈与の供与期限　平成二十八年九月三十日まで
4　署名者
日　本　側　齊藤隆志在ミャンマー大使
ミャンマー側　カン・ゾウ国家計画・経済開発副大臣

平成二十四年八月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百五十七号

平成二十四年七月十日にカトマンズで、シンズリ道路建設計画（第三工区）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　シンズリ道路建設計画（第三工区）を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　四十億九千六百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　高橋邦夫在ネパール大使
ネパール側　クリシュナ・ハリ・バスコタ財務省次官

平成二十四年八月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百五十八号

平成二十四年七月十日にカトマンズで、シンズリ道路建設計画（第二工区斜面対策）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　シンズリ道路建設計画（第二工区斜面対策）を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　九億百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　高橋邦夫在ネパール大使
ネパール側　クリシュナ・ハリ・バスコタ財務省次官

平成二十四年八月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○農林水産省告示第千九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字分城字下興地一六四二の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）